

政 委 第 27 号  
平成 23 年 12 月 9 日

厚 生 労 働 大 臣  
小 宮 山 洋 子 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人労働政策研究・研修機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としていません。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 独立行政法人労働政策研究・研修機構の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 調査研究の重点化

機構は、内外の労働に関する事情や労働政策についての総合的な調査研究及びその成果の普及を行うことにより、労働政策の企画・立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与することを目的とした法人であり、調査研究成果を労働政策へ反映することが重要なものとなっている。しかしながら、労働政策への反映状況を測る指標をみると、白書や各種専門図書等への引用件数を指標としており、調査研究成果が、どの程度労働政策の企画・立案・推進に直接的に寄与したかは明らかにされていない。

このため、調査研究成果の労働政策への反映状況を測る指標について、例えば、労働関係法令の改正に活用された件数等、調査研究成果が、どの程度労働政策の企画・立案・推進に直接的に寄与したかを示す、分かりやすい指標を新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。

また、機構における調査研究成果の普及状況についてみると、調査研究成果がどの程度の普及に結び付いたかまでは、把握・分析できていないことから、調査研究成果

ごとの普及状況を客観的に把握するための指標を新たに設定し、その結果を国民に公表するものとする。

さらに、これらの取組を通じて、あらかじめ調査研究テーマごとに具体的な利用目的や上記指標に係る数値目標を設定し、調査研究の事前・中間・事後の各段階における評価基準を明らかにした上で、外部評価委員会の活用によりその達成度を含め厳格に評価するものとする。その際、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することなどにより、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に一層重点化し、業務の縮減を図っていくものとする。

## 2 調査員の在り方の見直し

機構では、研究員のほかに、調査員という専門の職種を設け、企業等とのネットワークや信頼関係を活用し、主に内外の労働に関する事情や労働政策についての情報を収集・整理するほか、厚生労働省からの要請に基づく調査や社会経済情勢の変化に柔軟に対応した臨機の調査などの業務を担当させているとしている。

しかしながら、調査員が内外の労働に関する事情や労働政策の情報を取りまとめた成果物には、機構の調査員でなければ得られない情報によりまとめられたとは考えにくいものもみられ、機構に多数の調査員を置いて当該業務を実施させる意義が分かりにくいものとなっている。

このため、研究員と調査員の成果を明確にした上で、調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃止するとともに、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務の見直しを行い、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減するものとする。

## 第2 業務運営体制の見直し

機構の組織体制は、専任職員がいない「課」や集約可能な「部」・「課」を設けている例がみられるなど管理職の割合が高く、効率的な業務運営体制となっていない。

このため、基本方針に基づき、労働行政担当職員研修（労働大学校）が国に移管されることに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行うものとする。

### 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。